

自分の終末を選択できる福祉がある町となるために在宅医療、介護の充実を
答 在宅医療の提供体制の構築に努力する



益子明美議員

体制作りと町民への周知が今後必要になってくる。訪問看護の利用の仕方と在宅での看取りについて話をしてもらう機会を作ってはどうか。

質問 尊厳ある老後、自分らしい老いと終末を迎えるためには選択できる医療と福祉がなくてはならない。そこで伺う。

- ① 町は、高齢者福祉計画の中で居宅サービスについて訪問看護などに触れているが、在宅医療全般についてのどのような考えをもっているのか。
- ② 現在町では在宅医療を受けている人は何人で、どのような形で医療を受けているのか。
- ③ 県は、平成25年度に各福祉センターごとに在宅医療について連携会議を持つ予定と聞いているが、町はどのような考えで臨むのか。
- ④ 在宅での看取りが可能なの

答 ① 平成24年3月に制定した高齢者福祉計画の中で要介護高齢者の在宅生活を支えるため24時間対応の定期巡回随時対応サービスを盛り込んだ。多くの人が自宅での療

養生生活を希望しており、在宅医療の提供体制の構築は重要と認識している。

② 訪問診療は、4医療機関で月平均56人、延べ月146回利用している。介護保険の訪問看護は月平均22人、延べ年間1275回で、医療による訪問看護は24年12月1か月のデータで、6件の利用がある。



訪問看護ステーション「あい」(那須烏山市)

ある。

③ 平成25年度には、県内各広域福祉センター内に在宅医療推進センターが設置される予定。町も地域包括支援センターを中心に医療機関、介護事業者と連携を図り広域福祉センターとも連携していく。

④ 在宅医療を支えるサービスの体制作りや住民への情報提供等課題がある。今後も病院、主治医、訪問看護ステーションと連携をとり在宅医療提供体制の構築に努力する。住民への周知の

町民力アップにつながる男女共同参画計画の策定を

ためには、提案いただいた訪問看護ステーションの方の話を民生委員の研修等で取り上げていきたい。

質問 ① 男女共同参画計画

については、平成20年12月定例会で一般質問した時に早期に策定したいと答弁しているが、計画はいつ策定する予定か伺う。

- ② 策定にあたっては、住民アンケートを取り、町民を策定委員に加えるべきと思うがどうか。
- ③ 町では男女共同参画関連予算は組まれていないと把握しているが、職員研修や、住民意識啓発など策定計画がなくてもできるものから行うべきではないか。
- ④ 県内には、男女共同参画を推進する条例を制定しているところがある。町も条例を制定して男女共同参画を推進する原動力としてはどうか伺う。

答 ① 町振興計画の前期基本計画においては、男女共同参画社会実現のための

指針として男女共同参画計画を策定し推進することとしている。今後実効性ある内容とするため策定に向けての事前準備に着手し、平成26年度を目途に策定する。

② 策定するにあたっては、基礎資料として住民の意識調査を行うとともに、社会教育委員会を中心として公募委員を含めた策定委員会を設置するなど、住民の意見を十分に反映できるものとする。

③ 予算には計上されていないが、男女共同参画の観点から町の施策をとらえてみると、町広報、ケーブルテレビでの啓発事業のほか、県との共催による研修会の開催、子育てや介護の相談事業、農業における家族協定の締結など各種事業が展開されている。

④ 計画策定の中で実効性のあるものにしていくよう努力するとともに、条例についてもできる限り制定できるように考えていきたい。

アベノミクスで町政はどうなる

答 町の振興・活性化に取り組む



益子輝夫議員

全、国民皆保険制度、働く人の雇用など、さまざまな面でおびやかされることになり、町民生活に与える影響は大きい。

そういう点で、町長は町のトップとしてこれらの問題をどのように考え、どういう方向で町政を担っていくのか伺う。

質問 世間ではアベノミクスと3本の矢が話題になっているが、本当に生活が良くなるのか、多くの町民は疑問をもっている。

消費増税やTPP加盟、地方公務員の給与削減などもろの政策が地方行政に影響してくる。

TPPひとつとっても、これが実施されると、米の自給率が1割以下になり町の重要な収入源である農業にとつては大問題になる。穀物の自給率が13%になるという国の試算もあり、栃木県の資料でも県の9割の農家がなくなるといわれている。また、残留農薬や遺伝子組み換えによる食の安

生活保護基準の引き下げは影響が大きい

質問 いま安倍内閣のもとで生活保護基準の引き下げが行われようとしている。

保護基準が引き下げられると、生活保護を受けている家庭だけでなく、その他の福祉施策へも影響がある。

町の資料によると今年2月12日現在で生活保護世帯数は86、人数では121であるが、基準が下げられると多方面に影響が出てくる。

国保税も非課税世帯の9000円が課税世帯になると1万9500円にはね上がる。介護保険の自己負担限度は2万4600円が3万7200円に上昇、障害者・児や難病患者の医療費も引き上げられる。就学援助は保護基準のほぼ1・3倍以下の世帯が、生活福祉資金は、1・8倍以下の世帯が活用できる基準になっている。

また、介護保険料や利用料の減免、障害者自立支援

料の減免をはじめ、教育や福祉、介護など生活保護基準を目安にして利用条件が設定されている。

生活保護基準が引き下げられれば、最低賃金も下げられ、暮らしも押し下げられる。町としてこれらの問題にどう対処する考えか伺う。

答弁 生活保護については那珂川町の場合、県那須福祉事務所が所管し、保護の決定をしている。

新聞等によると、政府は生活保護費のうち、月々の日常生活費に当たる生活補助の基準額について、来年度から減らす方針と報道している。また就学援助や保育料の減免など、ほかの生活支援制度に出来る限り影響が及ばないよう対応するとの報道もある。まだ県などから町に詳しい資料が届いていないので今後の推移を注目しているところである。

町長選再出馬はあるのか

質問 大金町長は就任して4年目に入っているが、次期町長選には出馬するのだろうか。

答弁 協働のまちづくり、行財政改革、安全・安心の町づくりの3点を選挙公約に掲げ、町長に就任して3年4か月が経過した。

協働のまちづくりでは、ホンモノコ養殖や八溝しまるなどが話題になり、企業進出で雇用拡大につながった。また、町長などの給与の一部カットや職員数の削減など行財政改革を推進し、大震災後の復興復旧をはじめとする安全・安心の町づくりにも努めてきた。公約はほぼ達成し、成果を上げることができたが、役場庁舎と消防庁舎建設の道筋はまだついていない。

今の段階では、与えられた期間において、これらに道筋をつけることに傾注することが最大の責務と認識している。今後の進退については、発言を控えさせていただきます。